

京都市告示第 424 号

介護保険法第 77 条第 1 項第 4 号及び第 5 号，第 115 条の 9 第 1 項第 9 号の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消します。

平成 27 年 10 月 30 日

京都市長 門川大作

事業者 の名称	事業所の名称及 び介護保険事業 所番号	事業所の 所在地	サービス種別	取消年月日
有限会 社地域 の時代	デイサービスセ ンター花さか荘 2670100482	京都市北区大 北山原谷乾町 61番11	通所介護，介護 予防通所介護	平成 27 年 11 月 30 日

(保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課)